

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示	
○災害救助法による救助を行う件	三七三
○指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	三七三
○公金の収納の事務を委託した件	三七三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	三七四
○計量器の定期検査を実施する件	三七四
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	三七五
○道路の区域を変更する件二件	三七五
○道路の供用を開始する件	三七六
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	三七六
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	三七六
公告	
○採石業務管理者試験を実施する件	三七七
○肥料の登録の有効期間を更新した件	三七七
福島県選挙管理委員会	
○福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程	三七七
福島県監査委員	
○地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件	三七八

告示

福島県告示第五百三十七号

令和七年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあるため、令和七年七月三十日から災害救助法（昭和

二十二年法律第百十八号）による救助を行う。その適用地域は次のとおりである。
令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

（適用地域）
いわき市、広野町及び新地町

（災害対策課）

福島県告示第五百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。
令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
ニッテレ債権回収株式会社
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
- 三 指定公金事務取扱者に指定した日
令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県母子父子寡婦福祉資金償還金及び違約金
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和七年四月一日

（児童家庭課）

福島県告示第五百三十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和七年四月一日次のとおり委託した。
令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地
- 三 収納の事務を委託する期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第五百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年八月八日から同年九月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキいわき遠野店 福島県いわき市遠野町上遠野太田六十三番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年八月八日から同年九月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
西部プラザ 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
東白川郡鮫川	非自動ばかり（計量法	九月九日	鮫川村公民館

村	同 郡棚倉町	同 郡塙町	同 郡矢祭町	田村市
施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）	午後二時から 午後四時まで	九月一日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	九月一日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	九月一七日 午前一一時から 午前一二時まで 九月一七日 午後二時から 午後四時まで
棚倉町役場	塙町公民館	矢祭町山村開発センター	田村市都路行政局	田村市文化の館ときわ
			田村市大越行政局	田村市滝根行政局
				田村市文化センター

福島県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路線名	区 間	変更前後の 敷地の幅員 （メートル）		延 長 （メートル）
		変更前	変更後	
県道相馬 巨理線	相馬市尾浜字原二二八 番二五地先から 同 市尾浜字平前四九 番地先まで	一一・三〇 一五・一	一一・三〇 二六・九	五五二・八
		一一・三〇 一五・一	一一・三〇 二六・九	五五二・八

（道路計画課）

福島県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道落合浪江線	双葉郡浪江町大字高瀬字清水五二 番一地从先から	令和七年八月八日
	同 郡同 町大字樋渡字内田七四 番地先まで	

（道路計画課）

福島県告示第五百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
渋池
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する一点から十一点を順次結んだ線及び十一点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
田村郡三春町

大字平沢字水無一四番一	一点	北緯三七度二六分四九秒二二八九
一四番一	二点	東経一四〇度二九分一三秒四一九二
一五番	三点	北緯三七度二六分四八秒七六六二
一五番	四点	東経一四〇度二九分一三秒〇九〇二
一九番	五点	北緯三七度二六分四八秒六五二八
一四番一	六点	東経一四〇度二九分一三秒八三八三
八島台二丁目 四番一	七点	北緯三七度二六分四八秒三一八八
三番四	八点	東経一四〇度二九分一三秒七〇六八
三番二	九点	北緯三七度二六分四八秒二二六〇
三番一	十点	東経一四〇度二九分一三秒八七三三
大字平沢字水無一四番一	十一点	北緯三七度二六分四八秒二四四六
		東経一四〇度二九分一三秒五八九七
		北緯三七度二六分四八秒二二二六
		東経一四〇度二九分一三秒二一八七
		北緯三七度二六分四八秒五九六三
		東経一四〇度二九分一三秒四六七四
		北緯三七度二六分四九秒三三九九
		東経一四〇度二九分一三秒二二七〇
		北緯三七度二六分四九秒六二五一
		東経一四〇度二九分一三秒九五二九
		北緯三七度二六分四九秒四六六一
		東経一四〇度二九分一三秒二六〇〇

（砂防課）

福島県告示第五百四十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年七月三十一日次のとおり指定した。

令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばき所の名称

及び所在地
セブンイレブン福島
方木田南店
福島市吉倉字谷地八
番二
(出納総務課)

有限会社プロ・福島市成川字田口
令和七年八月八日から
令和一二二年三月三十一日まで
セール 一六番地の一二

公 告

公告第百五十四号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十四回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

令和七年十月十日（金）午前十時から正午まで

二 試験の場所

ラコパふくしま 五階 大会議室ABC（福島市仲間町四一八）

三 受験願書の提出期間

令和七年八月八日（金）から同年九月九日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。

四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。

五 受験手数料

八千百円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと。）。

六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせる。郵送により照会する場合は、宛先明記の百十円切手を貼った返信用封筒又は八十五円切手を貼った返信用はがきを必ず同封すること。

（企業立地課）

公告第百五十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和七年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の名 称	保証成分量 (%)		その他の規 格	氏名又は 名称	住 所	更新し た登録 の有効 期限
			アルカリ分					
8 5 4	炭酸カルシウム肥料	50炭カル Eフラス	50.0		該当事項なし。	株式会社 Eフラス	大阪府 高石市 西取石 七丁目 13番30 号	令和13 年 8 月 14 日

（農業総合センター）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年八月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成六年福島県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第五号備考4(2)中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

様式第六号備考4(2)中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

様式第七号その二（別紙）備考1(1)中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同様式その二（別紙）備考1(2)中「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改め、同様式その三（別紙）備考2(1)中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同様式その三（別紙）備考2(2)中「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

附 則

この規程は、令和七年八月八日から施行する。

福島県監査委員告示第1号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。
令和7年8月8日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 阿 部 寿 子

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
鈴 木 一 徳	福島県郡山市咲田一丁目1番23号
齋 藤 紀 朗	福島県郡山市咲田二丁目3番6号
齋 藤 匡 弘	福島県郡山市開成六丁目75番地
阿 部 哲	山形県山形市松町四丁目4番10号 クレール・ファミリーユ202号
半 沢 裕 子	福島県郡山市桑野二丁目13番7号 サークパス開成山外苑505号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和7年8月19日から令和8年3月31日まで
(監査総務課)